

## 入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和5年（2023年）4月10日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 林 義之

### 1 件名

水道メータ 電磁式（新品）ステンレス製伸縮補足管付 口径 50 mm 2個  
ほか1件

### 2 納入場所

下関市上下水道局高尾第三倉庫（下関市春日町8-1 高尾浄水場内）

### 3 納入期限及び仕様等

別紙「水道メータ購入仕様書」のとおり

### 4 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「電気・精密機器」中、営業品目（小分類）の「水道メータ」に登録され、地域区分が「市内」であること。
- (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受

け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。) でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

## 5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書(物品購入)(様式第1号)を、ファクシミリを使用して提出すること。(FAX 番号083-231-3338)

## 6 申請書提出期間

令和5年4月10日(月)午前9時から

令和5年4月14日(金)午後5時まで

## 7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和5年4月17日(月)までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 8 質問の方法

ファクシミリによること。(FAX 番号083-231-3338)

質問の期限は、令和5年4月19日(水)午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

## 9 契約条項を示す場所及び日時

### (1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局経営管理課

### (2) 日時

令和5年4月10日(月)午前9時から

令和5年4月14日(金)午後5時まで

## 10 入札日時等

(1) 入札日時 令和5年4月21日(金)午前10時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

## 11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

#### 13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

#### 14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。
- (9) 入札後、落札者は、契約までに入札額に係る内訳書を下関市上下水道局経営管理課に提出すること(様式は、別添の「内訳書」を使用すること)。

# 水道メータ購入仕様書

## 1 件名

水道メータ 電磁式（新品）ステンレス製伸縮補足管付 口径50mm 2個 ほか1件

## 2 調達物品

品名	数量	単位
水道メータ 電磁式（新品）ステンレス製伸縮補足管付 口径50mm	2	個
水道メータ 電磁式（新品）ステンレス製伸縮補足管付 口径150mm	4	個

## 3 納入期限

令和5年6月30日

## 4 納入場所

下関市上下水道局高尾第三倉庫（下関市春日町8-1 高尾浄水場内）

## 5 調達概要

別紙「水道メータ購入共通仕様書（新JIS規格対応）」のとおり

# 水道メータ購入共通仕様書

(新 JIS 規格対応)

下関市上下水道局

# 目 次

## 第1章 総則

1	目的	1
2	法令等の遵守	1
3	用語の定義	1
4	支払いの方法	1
5	保証	1
6	知的財産権の取り扱い	1
7	疑義の解釈	1

## 第2章 契約締結後における手続等

1	書類の提出	2
2	書類確認後の手続等	2

## 第3章 メータの仕様

1	メータの種類	3
2	一般事項	3
3	小型メータ（接線流羽根車式）の仕様	4
4	大型メータ（たて型軸流羽根車統一型）の仕様	7
5	大型メータ（電磁式）の仕様	10

## 第4章 納入

1	一般事項	12
2	小型メータ（接線流羽根車式）の納入方法	13
3	大型メータ（たて型軸流羽根車統一型）の納入方法	14
4	大型メータ（電磁式）の納入方法	15

## 第5章 検査

1	検査方法	17
2	検査項目	17

別紙	蓋・上ケース上面の打刻表示	18
----	---------------	----

## 第1章 総則

### 1 目的

本仕様書は、下関市上下水道事業管理者（以下「発注者」という。）が水道メータ（以下「メータ」という。）を購入する契約について、必要な事項を定めたものである。

### 2 法令等の遵守

メータは、次の法令等を遵守したものでなければならない。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (2) 計量法（平成4年法律第51号）
- (3) 日本産業規格及びその引用規格
  - ア JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）
  - イ JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様）
  - ウ JIS B 7554（電磁流量計）
- (4) その他関連する法令等

### 3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す日本産業規格及びその引用規格による。

- ア JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）
- イ JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様）
- ウ JIS B 7554（電磁流量計）
- エ JIS z 8103（計測用語）

### 4 支払いの方法

支払いは、一括納入の場合は納入後に、分割納入の場合は納入毎後に、下関市上下水道局会計規程に基づき支払うものとする。

### 5 保証

メータの納入完了日から起算して、1年以内に当該メータに異常が生じ、その原因が本契約の受注者（以下、「受注者」という。）にあることが明らかなきときは、受注者はその責を負うものとする。

### 6 知的財産権の取り扱い

製作に関し特許等に抵触するものがあるときは、すべて受注者の責任において処理するものとする。

### 7 疑義の解釈

この仕様書に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

## 第2章 契約締結後における手続等

### 1 書類の提出

メータが第3章の仕様に適合しているか確認するため、受注者は契約締結後、1ヶ月以内（祝日含む）に次の書類を提出しなければならない。

#### (1) 書類

提出する部数をそれぞれ1部ずつとする。

なお、書類は返却しない。

ア 型式承認通知書の写し

イ 製品仕様書

ウ 図面（外観図、構成表、全体組立図）

エ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合していることが確認できる書類\*。

\* 自己認証でもよい。

オ 性能曲線図

カ カタログ

キ その他発注者が必要とするもの

#### (2) 提出場所

下関市上下水道局お客さまサービス課料金係

所在地：山口県下関市春日町7番32号

### 2 書類確認後の手続等

発注者が書類を確認次第、次の手続き等を行う。

#### (1) メータ番号リストの受領

発注者は、原則としてメータ番号のリストを受注者にFAX又は電子メールにて連絡するものとする。受注者は受信用のメールアドレスを発注者の納品担当に予め連絡することとする。

納品担当連絡先：下関市上下水道お客さまサービス課料金係 電話083-231-6679



### 第3章 メータの仕様

#### 1 メータの種類

この仕様書で定めるメータの種類は、表-1のとおりとする。

表-1 メータの種類

口径(mm)	種類	指示部	表示方式
13	接線流羽根車式単箱型	乾式	アナログ・デジタル併用表示
20	接線流羽根車式複箱型		
25			
40			
50	たて型軸流羽根車式統一型		
75			
100			
50	電磁式	電子式	液晶デジタル表示
150			
200			
250			

#### 2 一般事項

- (1) メータは、計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。
- (2) 別に定めるものを除き、メータの仕様は次による。
  - ア メータの構成 一体型メータ
  - イ メータの使用形態 管路内メータ
- (3) 内部及び外部からの水分の透過、侵入等により電子回路その他の計測部の異常、表示機構の曇り等を生じ、メータの機能に支障をきたすことのないよう、適切な構造及び材質とすること。
- (4) 湿潤な環境下に設置した場合であっても、8年以上の期間、強度・水密性等の低下を招く材質の変化を生ずることのない材料を使用すること。
- (5) メータの蓋は、十分な強度を有するプラスチック製とし、開閉が容易でガラス面に異物が混入しないかぶり方とすること。
- (6) メータケースは、傷・巣穴・錆・バリ等の欠点のないものとする。
- (7) 指示部は、鮮明かつ正確で変色しないものとする。
- (8) 検定有効期間満了表示は、蓋裏に検定証印又は基準適合証印に記された年月と同じ年月のラベルを表示すること。

### 3 小型メータ（接線流羽根車式）の仕様

(1) 性能については、表－2の計量特性を満たすものとする。

表－2 接線流羽根車式メータの計量特性

口径 (mm)	計量特性		
	区分	流量値 (m <sup>3</sup> /h)	
	計量範囲 (R=Q <sub>3</sub> /Q <sub>1</sub> )	定格最小流量 (Q <sub>1</sub> )	定格最大流量 (Q <sub>3</sub> )
13	100	0.025	2.5
20		0.040	4.0
25		0.063	6.3
40		0.100	10.0

(2) 主要部寸法は表－3によるものとする。

表－3 接線流羽根車式メータの主要部寸法

口径 (mm)	全長 (mm)	ネジ寸法	
		外径 (mm)	ネジ山数 (山/in)
13	100	26.4	14
20	190	33.2	11
25	225	41.9	11
40	245	59.6	11

(3) 材質及び構造

ア メータケースの使用材質が銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC406と同等の強度、耐久性、耐食性を持つ鉛レス銅合金(鉛含有量0.25wt%以下の銅合金)とする。

また、メータの材質記号は表－4のとおりとし、メータの見やすい位置に鋳だし又は刻印による表示とする。

なお、メータケースは、2021年に鋳造したものとし、メータの見やすい位置に下2桁を鋳だし又は刻印による表示とする。

表－4 メータケースの材質及び記号

鉛レス銅合金の種類		材質記号
JIS H 5120	ビスマス青銅鋳物1種、2種、5種、6種	B
JIS H 5120	ビスマスセレン青銅鋳物1種	
JIS H 5120	シルジン青銅鋳物4種	E

イ 上ケース及び下ケースの材料は同質のものとする。

ウ 異物の流入を防ぐため、プラスチック製のストレーナをメータの流入口に設けるものとする。

(4) メータ各部の表示

ア メータ各部の表示は表-5のとおりとする。

表-5 メータ各部の表示

表示位置	表示内容
下ケース	① 登録商標
	② 口径
	③ 製造年(西暦下2桁)
	④ 水流方向矢印
	⑤ 材質記号
上ケース	① メータ番号
	③ 材質記号
指示部	① 製造事業者名又は登録商標
	② 型式承認番号
	③ 定格最大流量： $Q_3$
	④ 計量範囲： $R$
	⑤ 水流方向矢印
	⑥ 最大使用圧力 ※1
	⑦ 水温等級 ※2
	⑧ 取付姿勢 ※3
	⑨ 積算水量
	⑩ 計量単位
蓋表面	① 口径
	② メータ番号
蓋裏面	① 有効期限シール

※1 1MPaを超える場合は表記

※2 T30でない場合は表記

※3 取付姿勢を問わない場合は表記不要

イ 上ケース上面及び蓋表面の打刻

上ケース上面及び蓋表面には、発注者が指定する番号等を打刻によって表示すること。(別紙参照)

ウ 表示桁

メータの表示桁は、表-6のとおりとする。

表-6 表示桁

口径 (mm)	表示桁の最小値 ( $m^3$ )	表示桁の最大値 ( $m^3$ )
13	0.001	9999.999
20	0.001	9999.999
25	0.001	9999.999
40	0.001	99999.999

(5) 塗装及び色相

ア 鉛レス銅合金製メータケースは無塗装とする。ただし、無色透明の酸化防止処理を施すこと。

イ メータの蓋は、下記の指定色とする。

日本塗料工業会 色票番号 A92-40V (フクシアパープル)

#### 4 大型メータ（たて型軸流羽根車統一型）の仕様

(1) 性能については、表－7の計量特性を満たすものとする。

表－7 たて型軸流羽根車統一型メータの計量特性

口径 (mm)	計量特性		
	区分	流量値 (m <sup>3</sup> /h)	
	計量範囲 (R=Q <sub>3</sub> /Q <sub>1</sub> )	定格最小流量 (Q <sub>1</sub> )	定格最大流量 (Q <sub>3</sub> )
50	100	0.400	40.0
75		0.630	63.0
100		1.000	100.0

(2) 主要部寸法は表－8によるものとする。

表－8 たて型軸流羽根車統一型メータの主要部寸法

口径 (mm)	全長 (mm)	両端フランジ	
		ボルト穴数 (個)	ボルト穴径 (mm)
50	560	4	φ19
75	630		
100	750		

※ 全長は補足管を含めた長さとする。

#### (3) 材質及び構造

ア メータケースの使用材質が銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC406と同等の強度、耐久性、耐食性を持つ鉛レス銅合金(鉛含有量0.25wt%以下の銅合金)とする。

また、メータの材質記号は表－4のとおりとし、メータの見やすい位置に鋳だし又は刻印による表示とする。

なお、メータケースは、2021年に鋳造したものとし、メータの見やすい位置に下2桁を鋳だし又は刻印による表示とする。

表－4 メータケースの材質及び記号

鉛レス銅合金の種類		材質記号
JIS H 5120	ビスマス青銅鋳物1種、2種、5種、6種	B
JIS H 5120	ビスマスセレン青銅鋳物1種	
JIS H 5120	シルジン青銅鋳物4種	E

イ 異物の流入を防ぐため、ステンレス製又は鉛不浸出処理を施したストレーナをメータの流入口に設けるものとする。

(4) メータ各部の表示

ア メータ各部の表示は表-10のとおりとする。

表-10 メータ各部の表示

表示位置	表示内容
下ケース	① 登録商標
	② 口径
	③ 製造年(西暦下2桁)
	④ 水流方向矢印
	⑤ 材質記号
上ケース	① メータ番号
	③ 材質記号
指示部	① 製造事業者名又は登録商標
	② 型式承認番号
	③ 定格最大流量： $Q_3$
	④ 計量範囲： $R$
	⑤ 水流方向矢印
	⑥ 最大使用圧力 ※1
	⑦ 水温等級 ※2
	⑧ 取付姿勢 ※3
	⑨ 積算水量
	⑩ 計量単位
蓋表面	① 口径
	② メータ番号
蓋裏面	① 有効期限シール

※1 1MPaを超える場合は表記

※2 T30でない場合は表記

※3 取付姿勢を問わない場合は表記不要

イ 上ケース上面及び蓋表面の打刻

上ケース上面及び蓋表面には、発注者が指定する番号等を打刻によって表示すること。(別紙1参照)

ウ 表示桁

メータの表示桁は、表-11のとおりとする。

表-11 表示桁

口径 (mm)	表示桁の最小値 ( $m^3$ )	表示桁の最大値 ( $m^3$ )
50	0.001	999999.999
75	0.001	999999.999
100	0.001	999999.999

(5) 塗装及び色相

ア 鉛レス銅合金製メータケースは無塗装とする。ただし、無色透明の酸化防止処理を施すこと。

イ メータの蓋は、下記の指定色とする。

日本塗料工業会 色票番号 A92-40V (フクシアパープル)

5 大型メータ（電磁式）の仕様

(1) 性能については、表－12の計量特性を満たすものとする。

表－12 電磁式メータの計量特性

口径 (mm)	計量特性		
	区分	流量値 (m <sup>3</sup> /h)	
	計量範囲 (R=Q <sub>3</sub> /Q <sub>1</sub> )	定格最小流量 (Q <sub>1</sub> )	定格最大流量 (Q <sub>3</sub> )
50	160以上	0.250	40.0
150		2.500	400.0
200		3.940	630.0
250		3.940	630.0

(2) 主要部寸法は表－13によるものとする。

表－13 電磁式メータの主要部寸法

口径 (mm)	全長 (mm)	両端フランジ	
		ボルト穴数 (個)	ボルト穴径 (mm)
50	560	4	φ19
150	1000	6	φ19
200	1160	8	φ19
250	1240	8	φ23

※ 全長は補足管を含めた長さとする。

(3) 材質及び構造

ア メータケースはステンレス製とする。

イ 電池は本体内蔵型とする。電池の性能は、検定期限まで正確に使用できること。

ウ 異物の流入を防ぐため、ステンレス製又は鉛不浸出処理を施したストレーナをメータの流入口に設けるものとする。



(4) メータ各部の表示

ア メータ各部の表示は表-14のとおりとする。

表-14 メータ各部の表示

表示位置	表示内容
ケース側面 (検出部)	① 口径
	② 水流方向矢印
上ケース	① メータ番号
指示部	① 製造事業者名又は登録商標
	② 型式承認番号
	③ 定格最大流量： $Q_3$
	④ 計量範囲： $R$
	⑤ 最大使用圧力 ※1
	⑥ 水温等級 ※2
	⑦ 取付姿勢 ※3
	⑧ 積算水量
	⑨ 瞬間流量値
	⑩ 計量単位
	⑪ 乾水時の警告マーク ※4
	⑫ 逆流時の警告マーク ※5
	⑬ 電池残量 ※6
蓋表面	① 口径
	② メータ番号
蓋裏面	① 有効期限シール

※1 1MPaを超える場合は表記

※2 T30でない場合は表記

※3 取付姿勢を問わない場合は表記不要

※4 常時ではなく、乾水時のみ警告マークが出ればよい

※5 常時ではなく、逆流時のみ警告マークが出ればよい

※6 常時ではなく、残量が少なくなったときのみ警告マークが出ればよい

イ 上ケース上面及び蓋表面の打刻

上ケース上面及び蓋表面には、発注者が指定する番号等を原則として打刻によって表示すること。(別紙参照)ただし、当該部分に打刻できない場合は、別途指示する。

ウ 表示桁

$m^3$ の表示桁は6桁以上、小数点以下は少なくとも2桁まで表示するものとする。

(5) 塗装及び色相

ア ステンレス製メータケースは無塗装とする。

イ メータの蓋は、下記の指定色とする。

日本塗料工業会 色票番号 A92-40V (フクシアパープル)

## 第4章 納入

### 1 一般事項

#### (1) メータの検定期

納入するメータは、納入前1か月以内に計量法の検定に合格したものでなければならない。

#### (2) 提出書類

ア 納品書

イ 器差成績表

ウ 繰上指針表（1 m<sup>3</sup>未満は1 m<sup>3</sup>とする）

#### (3) 納入日時

受注者は、納入を希望する日の5日前(休日等を除く。)までに発注者に希望する日時を通知することとする。

#### (4) 納入場所

納入場所は、下関市上下水道局高尾第三倉庫(下関市春日町8-1 高尾浄水場内)とする。  
なお、納入時間は発注者の指示のとおりとする。

#### (5) 注意事項

ア 納入時に用いる運搬用具等は、受注者が用意することとする。

イ 受注者は、納入に伴い必要な作業員を配置すること。作業に伴う作業員の事故等については受注者が責任を負うものとする。

ウ 運搬中にメータを落下又は破損させた場合、そのメータは返品することとする。  
改善したメータを指示する時期までに再納入するものとする。

## 2 小型メータ（接線流羽根車式）の納入方法

- (1) 納入時のメータ指示値は、表－15のとおりとする。

表－15 メータの指示値

口径(mm)	指示値(m <sup>3</sup> )
13～25	2以内
40	4以内

- (2) メータの保護

メータ両端の取り付け部は、ネジ保護のためプラスチック製のキャップを取り付けること。

- (3) 梱包・荷姿

ア メータの納入は、十分な強度を有するプラスチック製収納ケースを用いること。

イ 運搬中にメータが傷つかないようにダンボール等の緩衝材をいれること。

- (4) 付属品

ア ユニオンパッキンをメータ1個当たり2枚納入すること。

イ ユニオンパッキンは、材質を合成ゴム（NBR）とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度（HS）80」相当とする。

### 3 大型メータ（たて型軸流羽根車統一型）の納入方法

(1) 納入時のメータ指示値は、表－16のとおりとする。

表－16 メータの指示値

口径(mm)	指示値(m <sup>3</sup> )
50～100	20以内

(2) メータの保護

損傷及び異物混入防止のため、フランジにビニールカバーを取り付けること。

(3) 付属品

ア 柄付きフランジパッキン

① メータ1個当たり4枚納入すること。

② 材質を合成ゴム（NBR）とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度（HS）80」相当とする。

イ 補足管等

① 補足管

② ハウジング型継手

③ ステンレス（SUS）製（焼付き防止処理を施したもの）の六角ボルト、ナット及び平座金とし、形状及び数量は表－17のとおりとする。

表－17 ボルト寸法及び数量

口径(mm)	形状	ボルト, ナット数量 (組)	平座金数量 (枚)
50	M16×65mm	8	16
75	M16×65mm	8	16
100	M16×75mm	8	16

(数量はメータ1個当たり)

#### 4 大型メータ（電磁式）の納入方法

- (1) 納入時のメータ指示値は、表－18のとおりとする。

表－18 メータの指示値

口径(mm)	指示値(m <sup>3</sup> )
50～250	200以内

- (2) メータの保護

損傷及び異物混入防止のため、フランジにビニールカバーを取り付けること。

- (3) メータの両端がフランジの場合の付属品

##### ア 柄付きフランジパッキン

- ① メータ1個当たり6枚納入すること。
- ② 材質を合成ゴム（NBR）とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度（HS）80」相当とする。

##### イ 補足管等

- ① 補足管
- ② ハウジング型継手
- ③ ステンレス（SUS）製（焼付き防止処理を施したもの）の六角ボルト、ナット及び平座金とし、形状及び数量は表－19のとおりとする。

表－19 ボルト寸法及び数量

口径(mm)	形状	ボルト, ナット数量 (組)	平座金数量 (枚)
50	M16×65mm	12	24
150	M16×75mm	18	36
200	M16×85mm	24	48
250	M20×85mm	24	48

(数量はメータ1個当たり)

(4) メータがフランジ挟み込みの場合の付属品

ア 柄付きフランジパッキン

- ① メータ1個当たり4枚納入すること。
- ② 材質を合成ゴム（NBR）とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度（HS）80」相当とする。

イ 補足管等

- ① 補足管
- ② ハウジング型継手
- ③ ステンレス（SUS）製（焼付き防止処理を施したもの）の六角ボルト、ナット及び平座金とし、形状及び数量は表-20及び表-21のとおりとする。

表-20 フランジ接続用のボルト寸法及び数量

口径(mm)	形状	ボルト, ナット数量 (組)	平座金数量 (枚)
50	M16×65mm	4	8
150	M16×75mm	6	12
200	M16×85mm	8	16
250	M20×85mm	8	16

(数量はメータ1個当たり)

表-21 フランジ挟み込み用のボルト寸法及び数量

口径(mm)	形状	ボルト, ナット数量 (組)	平座金数量 (枚)
50	M16×長さ※	4	8
150	M16×長さ※	6	12
200	M16×長さ※	8	16
250	M20×長さ※	8	16

(数量はメータ1個当たり)

※ボルトはメータ本体を取り付け可能な長さにする。

## 第5章 検査

### 1 検査方法

納入場所において仕様書、提出書類により、次の検査を行う。

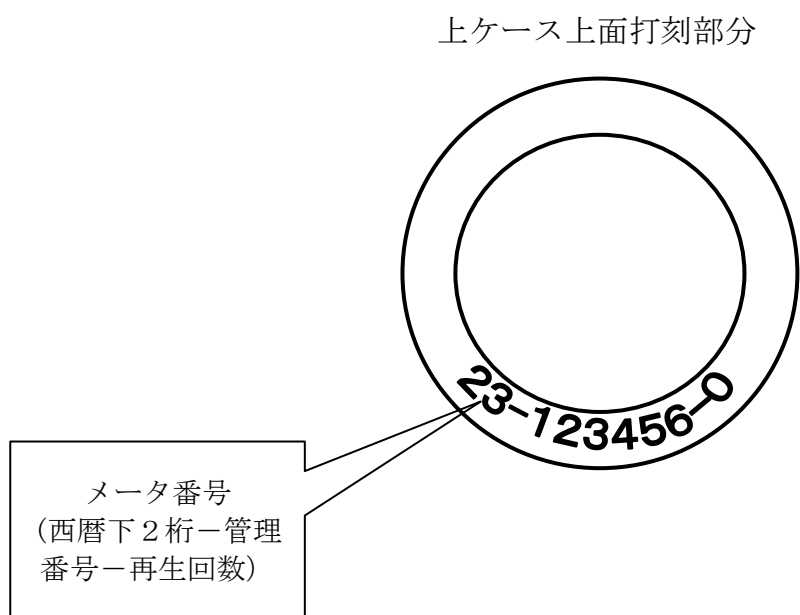
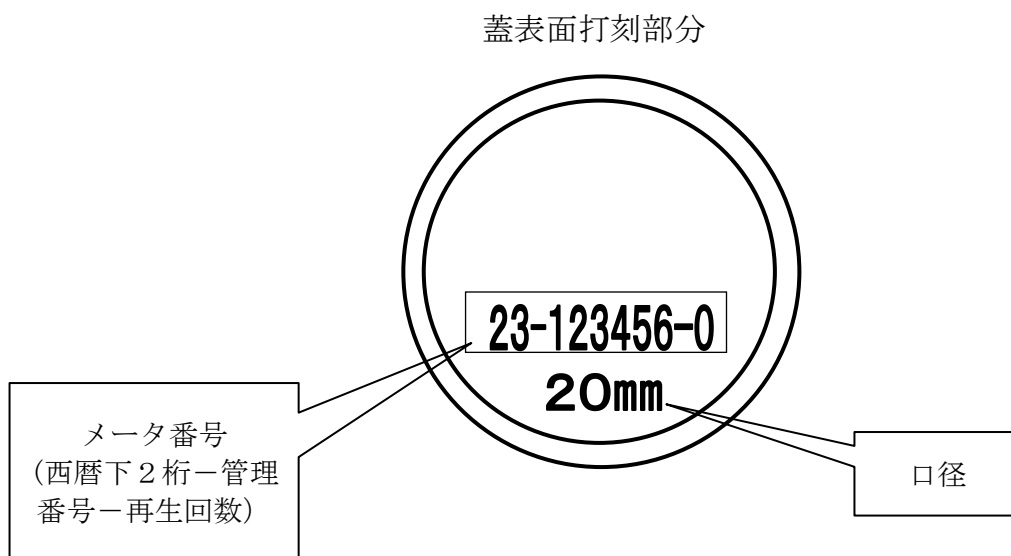
また、検査の結果不合格となったメータについては、発注者の指示に従い、速やかに対応すること。

### 2 検査項目

検査項目は下記のとおりとする。

- (1) 納入数量の確認
- (2) 外観検査
- (3) 検定証印又は基準適合証印の確認
- (4) 提出書類の確認
- (5) メータ番号の確認
- (6) 検定満期年限の確認

## 蓋・上ケース上面の打刻表示



※電磁式水道メータについては、蓋表面のみ打刻し、メータ本体横にメータ番号を記載したシール等を貼ること。



# 内 訳 書

年 月 日

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

件 名 水道メータ 電磁式 (新品) ステンレス製伸縮補足管付 口径50mm 2個 ほか1件

名 称	単価 (税抜)	数量	金額 (税抜)	摘 要
水道メータ 電磁式 (新品) ステンレス製伸縮補足管付 口径50mm		2		
水道メータ 電磁式 (新品) ステンレス製伸縮補足管付 口径150mm		4		
合計 (入札額)				